

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 氏名 | 岡村 逸郎 |
| 学位の種類 | 博士（社会学） |
| 学位記番号 | 博 甲 第 9 3 4 6 号 |
| 学位授与年月日 | 令和2年3月25日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 審査研究科 | 人文社会科学研究科 |
| 学位論文題目 | 犯罪被害者支援の言説に関する社会問題の社会学 —被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的形成過程— |
| 主査 | 筑波大学 教授 博士（人間科学） 土井 隆義 |
| 副査 | 筑波大学 教授 博士（社会学） 奥山 敏雄 |
| 副査 | 筑波大学 准教授 博士（社会情報学） 野上 元 |

論文の要旨

本論文は、犯罪被害者支援の言説が日本においていかにして形成されたのかについて、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的な形成過程に注目しつつ、社会学的な見地から明らかにしようと試みたものである。

全体の概要は以下のとおりである。1990年代、精神科医集団は、専門家主義的な犯罪被害者救済が2次被害を被害者に対して与える加害行為だという対抗クレームを法学者集団に対して申し立てた。2000年以降、法学者が精神科医のその対抗クレームを受容することによって、法学者と精神科医の連携が形成された。その連携のもとでは、法学者が用いてきた被害者支援の用語が、精神科医が形成した当事者主義的な被害者援助の発想を取り入れるかたちで、連携の共通語として法学者と精神科医によって再定義された。その後、法学者と精神科医は、被害者支援の用語を共通語にする連携のもとで、それぞれに固有のあらたな専門性を形成する活動を展開していった。犯罪被害者支援の言説は、以上の法学者の活動と精神科医の活動を通して、いま現在の形式の言説として形成されたのである。

次に、各章の内容について概要を述べる。第1章では、この分野における先行研究の検討と、それに対する本論文の位置づけの確認がなされている。ここでは、被害者を対象にする社会学の先行研究の限界が、犯罪被害者支援の言説を、対立ないし連携する複数の専門職集団の活動に注目して分析する視点が欠けていることにあると指摘され、それに対して本論文は、アボットの専門職論の視点と社会問題の構築主義の視点を参考にして、複数の専門職集団が形成した対立ないし連携をそれぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源に注目して分析する新たな分析視角に依拠するものであると述べられている。

続く第2章では、犯罪被害者にかかわる言説の歴史的な流れが整理されている。ここでは、明治期の法学者と昭和期の精神科医が、犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーを形成した過程が明らかにされている。具体的には、新派刑法学に依拠する明治期の法学者が、犯罪被害者のカテゴリーを救済の用語のもとで提示しながらも、

犯罪被害者を、社会防衛を実現する際の付随的な研究対象として位置づけることにとどまると分析されている。それに対して、被害者学に依拠する昭和期の精神科医が、被害者の有罪性のカテゴリーを用いることによって、被害者を独立した研究対象として再定義したと考察している。

次の第3章では、1960年代からの1970年代にかけての法学者が、精神科医が輸入した被害者学を理論として展開した過程を明らかにしている。具体的には、被害者の分類を被害者学の理論として体系化しようとする理論的な関心と、被害者学の理論を法律の制定過程において応用しようとする実践的な関心が、法学者の議論において共存していたと分析されている。また、法学者が、被害者の有責性のカテゴリーにもとづく分類を、原因究明と道徳的な非難を混在させるなかで行なったと考察されている。さらに法学者が、被害者の有責性に関する常識的知識を含み込むかたちで、被害者学の理論を形成したと分析されている。

第4章では、1970年代の新聞報道に注目し、犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーが通り魔的犯罪のカテゴリーのもとで社会的に普及してきた過程が明らかにされている。具体的には、法学者が被害者のカテゴリーを、特定の性質をもった一部の人間になる特殊な状態として被害者学の理論において捉えてきたと分析している。それに対して、新聞報道は犯罪被害者を誰もがなりうる一般的な状態として再定義したと考察している。さらに、新聞報道が加害者の動機の不可解性ないし被害者選定の無差別性を共通点として、多種多様な犯罪を通り魔的犯罪のカテゴリーのもとで包括したと分析されている。

第5章では、上記の新聞報道の活動を前提として、1970年代の法学者が犯罪被害者救済の言説を形成した過程を明らかにしている。具体的には、法学者が、被害者学の理論を補償制度において応用するために、補償制度の理論的根拠を確定することを試みたと分析されている。また法学者が、犯罪被害者を補償される固有の権利をもった主体として表象するとともに、すべての人々を潜在的被害者として被害者の補償にかかわる問題に巻き込もうとしたと考察されている。さらに法学者が、完全に責任のない被害者を救済されるべき対象の中心に置きつつ、それ以外の被害者を救済の対象から除外した面もあると分析されている。

第6章では、犯罪被害者にかかわる問題が、「複数の専門職集団の連携」という社会問題化のあらたな段階へ移行した過程を明らかにしている。具体的には、1990年代の精神科医が、法学者によって形成された2次被害のカテゴリーを活用することによって、選別主義的な犯罪被害者救済を、被害者に対してさらなる精神的被害を与える加害行為として再定義したと考察している。さらに、2000年の法学者と精神科医が、法学者が用いてきた被害者支援の用語を、精神科医が形成した被害者援助の発想をとり入れるかたちで連携の共通語として再定義したと分析されている。

第7章では、2000年代の法学者が、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者のあらたな専門性を形成した過程を明らかにしている。具体的には、法学者が、修復的司法の理論的基盤を提供する活動と、修復的司法を刑事司法において制度化する活動という、2つの活動を展開したと考察している。そして、これらの2つの活動を展開するなかで、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者の新たな専門性を、他の専門職集団の用語に依存しつつ多方面にわたる支援活動へ参与することで形成されたことが明らかにされている。

最終章の第8章では、2000年代の精神科医が、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる精神科医のあらたな専門性を形成した過程を明らかにしている。具体的には、精神科医が、法的な枠組みにおいて取りこぼされる精神的被害を測定して精神的被害を引き起こす専門職集団の活動を監視する活動と、被害者の回復を支援するあらたな療法を認知行動療法のもとで洗練する活動という、2つの活動を展開したと考察している。

最後に、結論部分において、上記の各章の内容が整理されつつ要約されている。すなわち、現在のかたちの犯罪被害者支援の言説は、法学者の活動と精神科医の活動を通して相互作用的に形成されていったことが、具体的なデータから検証されうると再確認され、本論文は閉じられている。

審査の要旨

1 批評

本論文は、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目することで、ある段階から別の段階への社会問題の移行が、どのような具体的プロセスで進んでいくものであるかを明らかにしたものである。その知見から以下のような社会学的意義を認めることができる。

第1に、社会学の被害者研究に対する意義である。本論文では、犯罪被害者支援の言説とその前身の言説である犯罪被害者救済の言説の歴史的な形成過程を、複数の専門職集団の対立ないし連携に注目して明らかにしている。そして、犯罪被害者救済の言説と犯罪被害者支援の言説の歴史的な関係を、救済の用語と支援の用語に付与されてきた意味づけの差異にまで踏み込んで明らかにしている。

第2に、社会学の支援研究に対する意義である。本論文では、犯罪被害者にかかわる問題の社会問題化がなぜ「クレーム申し立て」「メディア報道」「政策形成」「複数の専門職集団の連携」の段階を踏んで行なわれたのかを、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが固有の言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目して明らかにしている。それは、支援の言説に関する歴史的研究が今後行なわれる際の足がかりとなる。

第3に、社会学の専門職研究に対する意義である。本論文では、「複数の専門職集団の連携」の段階を、従来の社会問題の自然史モデルでは想定されていない社会問題化の新たな段階として提示している。さらに、特定の問題がなぜこの段階に沿って社会問題化されたのかを、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが固有の言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目して明らかにしている。

もともと本論文は、従来の社会学における専門職論の見地から評価を加えようとするとき、その方法論における問題点も認められる。とりわけ「管轄権」については、「職務」の客観的側面と主観的側面を検討する必要があるが、本論文ではそれが不十分である。第2章から最終章に至る記述には、「被害者定義をめぐる管轄権」という用語が一貫して用いられているが、「被害者定義」をめぐる活動だけが専門家の「職務」とはいえないだろう。

本論文には、「複数の専門職集団の連携」段階の発見という重要な知見が、じつは行政レベルで管轄権が定着した段階における活動領域の再編としても理解されうるのではないかという反論の余地が残されている。しかし、このような限界を踏まえても、従来の社会問題の社会学に対して新たな知見を付け加えた本論文の業績は評価されるべきである。その社会学的な意義から、本論文は学位を授けるに十分な水準に達しているものと判断する。

2 最終試験

令和2年2月6日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行なった。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。